

八代農業振興地域整備計画の全体見直しを行います

農林水産政策課 ☎33-4117

農業振興地域整備計画は概ね5年ごとに見直すことと定められおり、市では現在、全体見直しの基礎調査を行っています。全体見直しでは次の農用地区域の変更を行います。

- ・ 10ha以上の広がりのある農地の編入（幹線道路などで農用地区域に含まれていない農地など）
- ・ 道路用地など、公共事業により転用された土地の除外
- ・ 集落内に介在するなど一体的な農地利用が困難な農地などの除外

※ 10ha以上の広がりのある農地で具体的な開発予定のない農地は原則として農用地区域から除外することはできません。

※ 大きな編入などを行う地区については別途説明会などを開催します。



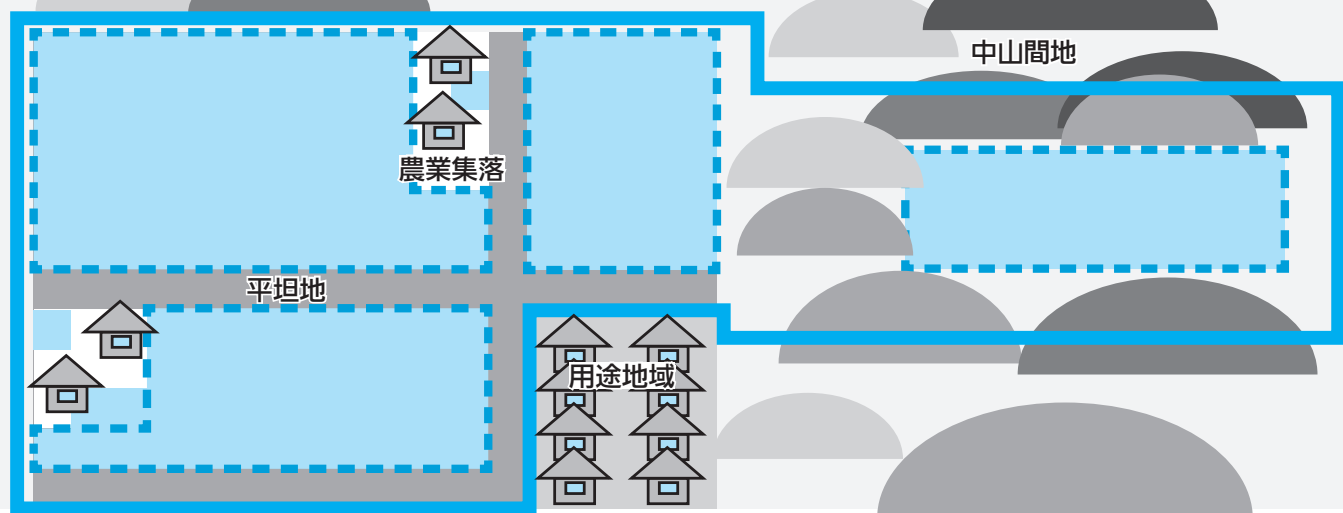
具体的な開発計画がある場合は

個人住宅など、具体的な開発計画がある人は毎年3月と9月に受付を行っている通常の除外手続きを行ってください。ただし、平成29年3月の受付については、全体見直しの法手続きの関係で行いません。

農用地区域からの除外を行うためには、以下の5つの要件を全て満たす必要があります。

- ① 開発の計画が必要かつ適当であって、他の土地では代替できないこと。
- ② 農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと。
※ 農地に囲まれた土地、一部を宅地などと接しているだけの土地などはこの要件を満たしません。
- ③ 担い手の農用地の利用集積に支障がないこと。
- ④ 土地改良施設（用水路・排水路・農道など）の機能に支障を及ぼすおそれがないこと。
- ⑤ 土地改良事業完了後8年を経過していること。

農業振興地域のイメージ



農業振興地域

農用地区域(原則転用不可)

農業振興地域とは、今後概ね10年以上にわたり、総合的に農業の振興を図るべき地域のことで、県知事が指定をします。そのうち特に農業上の利用を確保すべき土地について、市町村が「市町村農業振興地域整備計画」に基づき農用地区域を設定します。

農用地区域内の農地は土地改良事業などの整備が計

画的、集中的に実施されることになっています。一方、農用地区域内の土地については、原則として、住宅や工業地など農業以外の用途に転用することができないこととなっており、転用する場合は農用地区域からの除外や開発許可などの手続きが必要です。